

## 移住定住用県営住宅の一時使用に関する要綱

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、移住定住用県営住宅の一時使用の許可等に関する必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県営住宅 三重県営住宅条例（昭和35年三重県条例第26号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。
- (2) 共同施設 条例第2条第2号に規定する共同施設をいう。

#### (対象住宅、使用料)

第3条 一時使用の対象となる県営住宅は、次の表のとおりとする。

県営住宅名	棟番号及び部屋番号
西豊浜団地	P 1 棟－303号室
西豊浜団地	P 1 棟－403号室
古江団地	P 1 棟－401号室
古江団地	P 1 棟－404号室

2 前項で定める県営住宅の一時使用にかかる使用料は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項の規定に準じて算定した額とする。

### 第2章 県営住宅の一時使用

#### (一時使用できる者の資格)

第4条 県営住宅の一時使用をできる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点で申請者の年齢が18歳以上であること。
- (2) 申請日時点で6月以上県外に在住していること。
- (3) 単身の場合、学生又は生徒でないこと。
- (4) 条例第6条第1号から第4号までに規定する条件を具備していること。
- (5) 県外から本県に移住を検討している者であること。
- (6) 1月以上の使用を希望していること。
- (7) 暴力団員でないこと（同居者を含む。）。
- (8) 県が実施するアンケートに協力すること。

#### (一時使用許可の申請)

第5条 県営住宅の一時使用の許可を得ようとする者（以下「入居申請者」という。）は、行政財産使用許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、三重県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 住民票の写しの原本（使用者及び同居者全員分）
- (3) 個人情報の第三者への提供に係る同意書（様式第3号）
- (4) 市区町村税及び都道府県税に滞納がないことを証明する書類
- (5) 所得課税証明書（使用者及び同居者全員分）
- (6) 上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（一時使用の許可）

第6条 知事は、前条の規定により申請書を受け付けた場合は、第4条の規定に定める県営住宅の一時使用の資格について審査し、適當と認めた者に対して県営住宅の一時使用を許可する。

2 県営住宅の一時使用を許可する条件は、三重県公有財産規則に定めのあるものほか行政財産使用許可指令書に掲げる事項とする。

（一時使用許可指令書）

第7条 知事は、前条により審査した結果、使用を許可した者（以下「使用者」という。）に対して、行政財産使用許可指令書を交付するものとする。

2 知事は、前条により審査した結果、使用を許可しない者に対して、行政財産使用不許可指令書を交付するものとする。

（一時使用の期間）

第8条 県営住宅の一時使用の期間は、1年以内とする。ただし、その期間は、当該一時使用の開始日の属する会計年度の末日を超えることができない。

（一時使用の更新）

第9条 前条の規定に定める県営住宅の一時使用期間は、1年を超えない範囲で更新することができる。ただし、入居日から起算して5年を超えることができないものとする。

2 県営住宅の一時使用の許可を更新しようとする者は、行政財産使用許可申請書（様式第1号）に、第5条に規定する書類を添付して、許可された一時使用の期間が満了する日の1月前までに、知事に提出しなければならない。この場合において、第5条第2号、第4号及び第5号に定める書類については、その内容に変更がなく、かつ、発行の日から3月以内のものが提出されているときに限り、添付を省略することができる。

3 前項の一時使用の更新については、第6条及び第7条の規定を準用する。

（同居者の異動）

第10条 使用者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、県営住宅同居者異動届（様式第4号）に異動の内容を証明する書類を添付して、その日から14日以内に知事に提出しなければならない。

（同居の承認）

第11条 使用者は、入居の際に同居を認められた者以外の者を同居させようとするときは、あらかじめ県営住宅同居承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添付して、知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の申請を受け付けた場合は、条例第12条の規定を準用し、その申請を審査し、適當と認めた者に対して同居を承認する。

3 知事は、第1項の規定による申請に対し承認を与えたときは、県営住宅同居承認書により申請者に通知する。

(使用料の徴収)

第12条 県営住宅の使用料は、行政財産使用許可指令書により許可した期間について徴収する。

ただし、第19条の規定による県営住宅の返還日が許可した期間の満了する日よりも前の場合には返還日までの期間、第20条により県営住宅の使用の許可を取り消す場合には取消期日までの期間について徴収する。

2 使用料は、月の末日（月の途中を返還日とし、又は月の途中を取消期日としたときは、その日）までにその月分を納付しなければならない。

3 県営住宅の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算とする。

4 納期限までに使用料が納付されない場合の延滞金の徴収等は、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和39年三重県条例第13号）によるものとする。

(敷金)

第13条 使用者は、入居時（更新による入居時を除く。）における使用料の3月分に相当する額の敷金を一時使用を許可された期間の初日までに納付するものとする。

2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を明け渡したときに還付する。ただし、未納の使用料、損害賠償金その他入居者の費用負担義務額が存在するときには、当該債務の額を明示した上で、敷金の額からこれを控除した額を還付する。

3 敷金には利子はつけない。

4 第1項の規定による敷金の納付がないときは、知事は県営住宅の使用を許可しないものとする。

(使用者の費用負担義務)

第14条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 共同施設の通常の維持に要する費用

(使用者の保管義務等)

第15条 使用者は、県営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって県営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(不在の届出)

第16条 使用者は、県営住宅を引き続き1月以上使用しないときは、あらかじめ県営住宅不在届

- (様式第6号)により知事に届け出なければならない。
- 2 使用者及び同居者のいずれもが不在となる期間が2月を超えるときは、使用を許可された期間内であっても、遅くとも2月の期間の満了する日までに県営住宅を返還しなければならない。
- (使用上の制限)
- 第17条 使用者は、県営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 使用者は、前項の規定により県営住宅の模様替え又は増築の承認を受けようとするときは、県営住宅模様替（増築）承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 3 県営住宅の模様替え及び増築の承認基準は、次のとおりとする。
- (1) 模様替え 県営住宅を毀損しない程度の模様替え（コンセントの付替、Wi-Fi回線設置等）でやむを得ない事情があると認められるもの。
- (2) 増築 居室、浴室又は物置の増築で当該増築の床面積の合計が10平方メートル以内のもの
- 4 使用者は、県営住宅を他の者に貸し、又は使用の権利を他の者に譲渡してはならない。
- (迷惑行為の禁止)
- 第18条 使用者は、騒音、振動、悪臭等により、他の入居者及び使用者等に迷惑をかけ、又は生活環境を乱す行為をしてはならない。
- (県営住宅の返還)
- 第19条 使用者が、県営住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日の15日前までに、知事に県営住宅返還届（様式第8号）を提出しなければならない。
- 2 前項により県営住宅の返還を行おうとする者は、指定管理者又は知事の指定する職員の検査を受けなければならない。
- (使用の許可の取消等)
- 第20条 知事は、一時使用の許可をした県営住宅を公用若しくは公共用に供するため必要があるとき及び使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産の使用の許可を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
- (2) 誓約書（様式第2号）で誓約した事項に違反したとき。
- (3) 使用料を2月分以上滞納したとき。
- (4) 正当な事由によらないで、1月以上県営住宅を使用しないとき。
- (5) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (6) 第9条から第11条まで、第15条及び第17条から第18条までの規定に違反したとき。
- (7) 使用者（同居者を含む。）が暴力団員であるとき。
- (8) 一時使用を許可された期間の初日までに敷金が支払われなかつたとき。

### 第3章 駐車場の一時使用

(駐車場の一時使用)

第21条 使用者は、県営住宅の共同施設である駐車場の一時使用の許可を受けようとするときは、行政財産使用許可申請書（様式第9号）に必要な書類を添付して知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、入居申請者が県営住宅の一時使用の申請と同時にすることを妨げない。

(駐車場の一時使用の許可)

第22条 知事は、前条の規定による申請に対して、許可をするときは行政財産使用許可指令書を、許可しないときは行政財産使用不許可指令書を、それぞれ交付するものとする。

2 前項の許可については、条例第50条の2から第50条の8までの規定を準用する。

(駐車車両の変更)

第23条 使用者は、第21条第1項の規定に基づき駐車の許可を受けた自動車に変更があったときは、速やかに県営住宅駐車場使用決定事項変更届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(駐車場の返還)

第24条 使用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、15日前までに県営住宅駐車場返還届出書（様式第11号）により知事に届け出て、指定管理者又は知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

(準用)

第25条 その他駐車場の一時使用については、第6条第2項、第8条、第9条、第12条、第15条から第18条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅」は「駐車場」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月17日から施行する。